

新監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和8年3月27日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
 同 伊 藤 秀 夫
 同 細 野 弘 康
 同 中 山 均

監査結果等に基づく措置

令和7年度第2期定期監査及び行政監査結果報告（令和7年12月24日新監査公表第9号）分

監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《指摘事項》 環境部循環社会推進課では、「新潟市の資源とごみの情報紙 サイチョプレス」のデザイン等制作を業務委託により実施しているが、令和4年度の受託者を公募型プロポーザルで選定するにあたり、実施要領に「事業実績や成果等を勘案し、効果検証を行い、事業の必要性を判断した上で、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの業務についても、予算の範囲内で随意契約を締結する。（3年間の委託契約を約束するものではない）」と定めて実施した。これにより特定した相手方と、令和4年度に1,331,000円で契約を締結し、令和5年度及び令和6年度は、実施要領に上記の定めがあることを理由として、同一の相手方と一者随意契約を締結していた。なお、この業務委託については、令和元年度以降、3年ごとにプロポーザルを実施し、2年目及び3年目は同様の理由により、1年目と同一の相手方と一者随意契約を締結するという方法を繰り返していた。 地方自治法第211条において、いわゆる予算単年度主義の原則が定められているが、その原則に照らすと、債務負担行為の設定や長期継続契約などの法定手続を経ずに、実施要領で翌年度以降の予算に言及することは、法の趣旨に反し、適切とはいえない。また、地方公共団体が締結する契約は、地方自治法第234条の規定に基づき、一般競争入札によることが原則とされており、随意契約によることができるものは、政令で定める場合に該当するときに限ると規定されている。同課は、令和5年度及び令和6年度の契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（以下「第2号」という。）を適用して一者随意契約を締結したが、プロポーザルで特定した相手方との契約において第2号を適用することができるものは、プロポーザルを実施した当該年度の契約に限られ、2年目以降、前述の理由を根拠として第2号を適用することはできない。このように不適切な一者随意契約を繰り返していたことは、予算単年度主義の原則と契約事務に対する認識が不足していたといわざるを得ない。 一者随意契約には、運用次第では相手方の選定が恣意的に行われ、相手方が固定化するなどの可能性があるため、競争性のない一者随意契約によらざるを得ない場合に真に該当するか否か、慎重に検討しなければならない。この度、不適切な一者随意契約を繰り返していたことにより、他者の参入の機会が失われた可能性は否定できない。今後、同様の誤りを生じさせないためにも、契約事務の重要性に対する職員の意識の向上を図り、法令等を遵守し、適正な事務を執行するよう求めるものである。</p> <p>【合規性】</p>	<p>環境部 循環社会推進課</p>	<p>今回の指摘事項を踏まえ、契約事務に関する法令及び予算単年度主義の原則について課内で改めて共有した。今後も、適正な契約事務の執行に努めていく。</p> <p>(令和8年1月～)</p>	<p>今後、類似した契約を行う場合は、指摘事項を踏まえ、制度所管課が示す規則等を適宜確認し契約事務を行う。</p> <p>(令和8年1月～)</p>
	<p>【制度所管課】 財務部 契約課</p>	<p>環境部循環社会推進課へ聞き取りを行い、一者随意契約の制度を周知するとともに、公募型プロポーザル方式による募集を繰り返す必要があるのか、原則どおり競争入札を行うことができるかについても状況確認を行った。</p> <p>(令和8年2月10日)</p>	<p>令和8年2月18日に一者随意契約審査委員会開催依頼文書を庁内掲示板に掲載する際、今回の指摘事項を参考掲載し、周知した。また、物品等契約事務の手引きにおいて、同様のケースで一者随意契約はできない旨を2月20日に庁内掲示板で周知した。</p> <p>(令和8年2月18日～20日)</p>
<p>《指摘事項》 水道局は、平成23年6月に申込のあった給水装置工事において、同一商業施設内に隣接する2店舗の水道管が取り違えて配管され、申込書の記載内容及び設計図書のとおり施工されていないにもかかわらず、これを見落とし、しゅん工検査で合格とし、同年9月から給水を開始した。その後、令和7年9月に委託業者が水道メーター取替のための事前調査を行った際、2店舗のうち一方は水道を使用しているにもかかわらず、水道メーターが作動しておらず、他方は水道を使用していないにもかかわらず、それが作動していたことから、水道メーターの設置誤りが疑われるとの報告があった。水道局が調査したところ、該当する2店舗の水道管が取り違えて配管されていたことにより、平成23年9月分から令和7年8月分までの14年間にわたり、それぞれ誤った額の水道料金及び下水道使用料を徴収していたことが判明した。なお、本来徴収すべき額と誤って徴収した額との差額は1,033,975円であり、過大徴収していた店舗に対しては既に全額を返金しており、過少徴収していた店舗に対しては、法律に基づいた適及可能な額を請求しているところである。 このような誤りが生じた原因は、それぞれの給水栓を開けて対象となる水道メーターの作動を確認することが、しゅん工検査の必須項目であるにもかかわらず、当時の検査担当職員がその確認を怠ったためである。また、しゅん工検査は職員1人だけで行っており、組織として検査の内容を確認する術が整っていなかったことも要因のひとつとして考えられる。本件は、両店舗に対して多大な影響を及ぼしたことはいうまでもないが、重大な誤りを長期にわたり見落としていた点において、水道局への信用を失いかねない不適切なものといわざるを得ない。 水道メーターは8年ごとに取替が行われているが、その際の事前調査は単に取替作業が可能であるかを確認するものであることから、必ずしも本件のように誤りを発見できるものではない。そのため、一度しゅん工検査で誤りを見落とすと、その後の検針等で見つけることは極めて困難であり、誤った状態が長期にわたるリスクを常にはらんでいることを忘れてはならない。これらを踏まえて、検査での見落としを防止するための再発防止策を講じるとともに、本件のみならず、水道局における検査体制の充実強化を図り、市民からの信頼回復に一層努めるよう求めるものである。</p> <p>【有効性】</p>	<p>水道局技術部 給水装置課</p>	<p>令和7年8月に正しい名義で開始処理を行い、料金システムで修正を行った。また、水道料金及び下水道使用料について、10月に過大徴収分を返金し、12月に過少徴収分を請求した。</p> <p>(令和7年8月～令和7年12月)</p>	<p>①給水工事検査マニュアルの随時改定を実施する。 ②検査担当者の意見交換会において当該事案の周知説明を行った。検査担当者に対しては定期的な研修やOJTを通じ現場検査における意識の向上を図る。 ③給水申請の審査段階において、配管誤りのリスクが高い箇所の重点的なチェックと、担当職員及び係長のダブルチェックを徹底する。 ④指定給水装置工事事業者講習会において、事故事例として説明するなど、工事事業者に対し施工品質確保のための指導を徹底する。</p> <p>(令和7年10月～)</p>
	<p>【制度所管課】</p>		